

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第7項の規定による通知の概要については次のとおりである。

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町2丁目19番4号	
大規模小売店舗の名称及び所在地	ファッションセンターしまむら志度店 さぬき市志度字西淵1788番1ほか	
変更しようとする事項	添付書類に関して次の事項を追加	
	(1) 歩行者の通行の利便の確保等	
	追加対策	駐車場の自動車の出入口付近に停止線の路面標示を行う。
	(2) 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法	
	追加対策	出入口I-1の横に設置する駐車場案内看板の側面に「右折出庫ご遠慮ください」及び広告塔支柱に「右折入庫ご遠慮ください」の表示を行う。また、国道11号西方面からの来退店の経路をチラシの案内地図に掲載するとともに案内地図の拡大版を店頭に掲示し、店内アナウンスによる呼びかけを行う。
変更理由	駐車場の自動車の出入口付近における歩行者等と来店車両との交錯事故防止のため。（変更しようとする事項(1)） 店舗北側の国道11号にある導流標示を横断しての来客車両の右折入庫及び右折出庫を防止するため。また、店舗西側の市道の混雑緩和のため。（変更しようとする事項(2)）	

2 通知年月日

平成21年8月28日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及びさぬき市建設経済部商工観光課
縦覧期間	平成21年9月7日（月曜日）から平成22年1月7日（木曜日）まで